

# 令和6年度ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応業務仕様書

## 1 業務名称

令和6年度ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応業務

## 2 業務概要

委託者の指示により、ヒグマ及びエゾシカの出没による生活環境被害を防止するため、専門的知見に基づく現地調査及びエゾシカについては捕獲等の対応を行う。

業務内容については、別記1・別記2のとおりとする。

## 3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 4 基本事項

### (1) 連絡体制

ア 業務期間においては、閉庁時を含む委託者からの連絡（出動指示等）について受理可能な体制を維持すること。なお、閉庁時とは下記の(ア)から(ウ)とする。

(ア) 平日の午後5時15分から翌日午前8時45分まで

(イ) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

イ 委託者からの出没対応等の指示は、札幌市環境局の当該業務担当職員及び各区役所総務企画課の当該業務担当職員から行うものとする。

### (2) 体制準備

業務の開始に必要な車両、駐車場、調査記録用機材、エゾシカ捕獲用機材等の資機材を準備すると共に、当該業務の管理・運営、職員研修の実施、打合せ及び助言に対応する体制を整えること。

### (3) 臨場体制

業務の従事にあたっては、ヒグマ及びエゾシカの知見を有する者の2名体制を基本とする。

(4) 業務区分及び予定数量

業務区分		単位	回数	備考
1	ヒグマ出没対応（平日）	1回につき	90	
2	ヒグマ出没対応（休日）	1回につき	32	
3	継続調査	1回につき	7	
4	調査支援（全日）	1回につき	1	
5	調査支援（半日）	1回につき	14	
6	ヒグマ講習会（小中学校）	1回につき	33	
7	ヒグマ講習会（高校・その他）	1回につき	4	
8	エゾシカ出没対応	1回につき	4	
9	エゾシカ捕獲(A)	1回につき	10	
10	エゾシカ捕獲(B)	1回につき	2	
11	エゾシカ捕獲(C)	1回につき	6	

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

(5) 業務報告

別記1・別記2に示す各業務の終了後は、業務の内容を報告書（現場位置の座標及び現場写真等を貼付）にまとめて提出すること。対応時間については、出勤から帰着までの時間に報告書作成等の時間を加えて報告することを基本とする。なお、他の業務と重複して対応した場合は、先行業務については現場の業務終了を終了時間とし、次業務については着手時間～業務終了時間に報告書作成等の時間を加えて報告することを基本とする。また、報告書の提出が翌日以降になる場合は、あらかじめ委託者の了承を得ること。

(6) 業務完了報告等

ア 各月の完了業務について、「完了届」（添付1）及び「ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応業務報告書」（添付2）により速やかに委託者に報告すること。

なお、業務のない月は「ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応業務報告書」（添付2）のみを提出すること。

イ 前期及び後期の業務終了後は、「完了届」(添付1)を提出すること。なお、後期については当該年度のヒグマ及びエゾシカ出没状況等を整理した報告書を加えて提出すること。

(7) 届出

契約締結後、以下について速やかに提出すること。契約期間において変更があった場合も同様とする。

ア 業務に従事する者の名簿

イ 閉庁時において出動指示の連絡を受理する者の名簿

ウ 業務に使用する車両の登録番号

エ エゾシカ出没対応に関しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく捕獲許可申請に必要な従事者名簿(添付3)。危険猟法許可書及び名簿の写し、麻薬研究者資格者証の写し

(8) 報道機関対応

ア 出没等に伴う報道機関への対応については委託者が行う。

イ 委託者が報道機関への対応をするうえで受託者の協力が必要な場合は、双方で協議のうえ行うものとする。

(9) その他

ア 受託業務従事者の安全対策

受託者は受託業務従事者の安全対策を十分に講じること。なお、委託者は業務上の事故等に係る補償は一切行わない。

イ 傷害保険の加入

受託業務の実施に当たり、必要な傷害保険は受託者が加入するものとする。

ウ 車両の駐車

業務に使用する車両を駐車する場合は、法令を遵守するとともに交通障害とならないよう留意すること。また、私有地等に駐車する場合は管理者等の承諾を得ること。

エ 研修会の実施

受託者は、ヒグマ及びエゾシカの生態や捕獲対応の基礎知識について、委託者等を対象とした研修会を年1回以上実施すること。実施時期及び実施内容については、委託者と協議すること。

## オ 写真鑑定

受託者は、委託者が必要と認める場合、痕跡等の写真及び動画等の電子データについて、その真贋等の判定を行うこと。

## 5 諸法規の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

## 6 その他

- (1) 受託者はヒグマ及びエゾシカについて、道内の出没状況及びその生態について情報を収集すると共に、各研究機関との連携により技術の向上に努めること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (3) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。
- (4) 受託者は、この業務の遂行のために行う打合せや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (5) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (6) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

### 問合せ先

環境局環境都市推進部環境共生担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：211-2879 担当 清尾、南雲

## 別記1 ヒグマ出没対応業務内容

### 1 対象地域

- (1) 市内一円。ただし、山中及び建設局みどりの管理課が所管する林地（市民の森等）は対応の対象外とするが、出没地点等が近接する場合の関連調査等、委託者が必要と認める場合は対応すること。
- (2) 近隣市町村において対応等の必要がある場合は、委託者及び委託者が提示する関係機関・団体と協議のうえ、対象地域とする。

### 2 業務対応時間

出没対応に係る現地調査は、午前8時45分から日没までを原則とする。

なお、日没までの時間や緊急性、調査継続の危険性等を勘案し、委託者と受託者が協議のうえ翌日以降の対応とすることがある。

また、日没から翌日午前8時45分までの時間帯においても、対応に緊急性が求められる場合には、委託者の指示により出没対応を行うことがある。この場合の業務区分及び数量については、委託者と受託者が協議により決定することとする。

### 3 業務

#### (1) ヒグマ出没対応

- ア 委託者より出動の指示を受けた受託者は、出没情報の詳細を確認のうえ、速やかに出没現場に臨場すること。
- イ 受託者は痕跡等について真贋等を判定し、出没個体数、出没原因及び侵入経路特定等の調査を行うと共に、委託者及び通報者等に危険性・緊急性について必要な助言を行うこと。
- ウ 痕跡がフンである場合は、内容物について調査し報告すること。
- エ 委託者の指示により、必要に応じて委託者が用意したセンサーカメラを設置又は撤去すること。
- オ 痕跡調査においてヒグマの被毛等を採取した場合は、DNA鑑定用の検体として適正に保管すること。
- カ 調査終了後、委託者の指示により注意看板を設置又は更新すること。看板は委託者が受託者に提供する。
- キ 委託者による対応が困難な場合など、委託者が必要と認める場合は、通報者あるいは警察署等への出没情報の詳細の聴取、出没情報及び調査結果を周知する電子メールの配信等の対応を行うこと。

ク 休日に出没対応を行う場合は、調査完了後、調査結果をもとにヒグマ出没記録・連絡票を作成し、委託者が提示する関係機関等に情報提供すること。

(2) 継続調査

受託者は、委託者の指示によりヒグマ出没地域等を中心とした継続調査（踏査・センサーカメラ等調査資材の設置又は撤去を含む）を行い、その結果等を委託者に報告すること。

(3) 調査支援

受託者は、委託者の指示により「(1)ヒグマ出没対応」以外の調査等業務（調査資材等の設置・回収、データ等回収、被害防止用電気柵維持点検、注意看板撤去、その他ヒグマ及びエゾシカ対策に係る業務等）を次に規定する区分で行うこと。

ア 全日（業務開始から終了までに要する時間が4時間を超え8時間以内）

イ 半日（業務開始から終了までに要する時間が4時間以内）

(4) ヒグマ講習会

受託者は、委託者の指示によりヒグマの生態や注意事項等の基礎知識について、委託者が指定する者を対象とした講習会を、次に規定する区分で実施すること。この場合、可能な限りヒグマトランクキット（知床財団保有程度）等の教材を用いた説明を盛り込むなど、学習効果の向上に努めること。

ア 小中学校（中学生以下が対象）

イ 高校・その他（高校生以上が対象）

## 別記2 エゾシカ出没対応業務内容

### 1 対象地域

市内一円。主に市街地を対象とする。ただし、近隣市町村において対応等の必要がある場合は、委託者及び委託者が提示する関係機関・団体と協議のうえ、対象地域とする。

### 2 業務対応時間

業務期間中は、常に対応可能な体制を維持すること。

### 3 エゾシカ出没対応

#### (1) 出動の準備体制

受託者は委託者の出動指示に基づき、必要な装備を整えたうえで迅速に出没現場へ臨場すること。なお、状況により対応が長時間となる場合があるため必要な準備を行うこと。

#### (2) エゾシカ出没対応

受託者は、委託者が必要と認める場合、現地の状況を確認し、必要な情報を整理したうえで「エゾシカ出没時対応フロー」(添付4)に基づき対応することとし、委託者及び警察等関係機関に対し、初動又は見守り・追い払い・捕獲の対応策について助言すること。

#### (3) エゾシカ捕獲対応

エゾシカの捕獲対応については、午前8時45分から日没までの「捕獲対応(A)」(2名体制)又は「捕獲対応(B)」(4名以上)の区分とし、日没から翌日午前8時45分までに出動を指示する場合は「捕獲対応(C)」(1名体制)を原則とする。

なお、「捕獲対応(B)」(4名以上)の適用にあたっては、委託者が受託者と協議して決定する。

#### (4) 捕獲後の処置

ア エゾシカ捕獲後は、北海道エゾシカ管理計画に則り、原則として安楽死処分とする。

イ 処分は、委託者が指示する場所で行うこととし、人目のつく場所を避けること。

ウ 処分した個体は、委託者が指定する施設に搬送すること。なお、委託者の指示により、必要に応じてブルーシート等に包んだ状態での搬入等を行うこと。ブルーシートについては受託者が用意すること。

エ 休日や夜間等で指定施設への搬入が困難な場合は、委託者と受託者にて保管場所等について協議することとする。なお、受託者にて保管する場合は、保冷剤を用意するなど衛生面に配慮すること。

(5) その他

ア 受託者がエゾシカ出没対応に係る受託業務を行う場合は、委託者が交付する指示書、北海道が交付する従事者証等、エゾシカの捕獲許可に係る必要書類を携行すること。

イ エゾシカの捕獲に際しては、北海道知事から許可を受けた捕獲方法と薬品を使用すること。

ウ エゾシカの捕獲等に際しては、安全対策に配慮すると共に迅速な捕獲方法を選択すること。また、捕獲対応人数・体制等について委託者の了承を得ること。

エ 見守り・追い払い・捕獲の対応をする際には、交通事故やその他の事故を誘発しないよう考慮すること。

役務一第9号様式 完了届

# 完了届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
商号又は名称  
職 ・ 氏 名

印

名 称 令和6年度ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応業務

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。  
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄) .....

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

## ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応業務報告書

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

氏 名

印

業務名 令和6年度ヒグマ及びエゾシカ市街地出没対応委託業務（ 月分）

令和 年 月 日をもって契約した上記の業務について、

令和 年 月 日～令和 年 月 日までの業務は（終了した・有りませんでした）  
ので報告します。

※添付書類：対応報告書（写）

業 務 名	金 額	内 訳	備 考
ヒグマ出没対応(平日)	円	円× 回	
ヒグマ出没対応(休日)	円	円× 回	
継続調査	円	円× 回	
調査支援(全日)	円	円× 回	
調査支援(半日)	円	円× 回	
ヒグマ講習会(小中学校)	円	円× 回	
ヒグマ講習会(高校・その他)	円	円× 回	
エゾシカ出没対応	円	円× 回	
エゾシカ捕獲(A)	円	円× 回	
エゾシカ捕獲(B)	円	円× 回	
エゾシカ捕獲(C)	円	円× 回	
合 計		円	

上記の金額には消費税及び地方消費税の額を含む。



表. 委託者及び受託者の役割分担

市役所・区役所 (委託者)	受託者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場責任者、対応策の決定</li> <li>・関係者（警察署・施設管理者等）との調整</li> <li>・各種作業協力（見守り、追い払い、捕獲個体の運搬等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知見からの助言</li> <li>・対応策（見守り、追い払い、捕獲等）の実施</li> </ul>

●エゾシカが死亡していた場合

特段の対応はしない。  
必要に応じて、施設管理者等に死骸の処置方法等について助言する。

●対応策の検討

- 見守り**  
エゾシカが道路等に飛び出したりして事故を誘発しないよう、離れた場所からエゾシカの動きを静観する。出没対応では、極力見守りによる対応を実施。
- 追い払い**  
エゾシカが退避できる山林・緑地等が近く、安全に移動させることが可能な場合のみ実施。エゾシカにゆっくりと圧力をかけて安全な場所へ移動させる。
- 捕獲**  
エゾシカが怪我等をして身動きできない場合、他に逃げ場がない場合などの最終手段として実施。

